

平成 21 年 2 月 13 日

職員の処分について

本区は、元国民健康保険課職員による保険料横領事件に対し、当時の上司であった職員について 2 月 10 日付で処分を行なうとともに、区長・副区長が自らを戒めるため給料を減額する特例条例を第 1 回定例会に上程することとし、本日 13 日（金）、告示した。

また、今回の事件発生の要因究明と再発防止に向けた「国民健康保険料不正処理事件調査委員会」の報告がまとまった。16 日（月）から本区ホームページに掲載する。

1 給料の減額、処分等

(1) 職員の不祥事に対する責任

区長 現行の給料月額の 10 分の 1 を 1 か月減額 (第 1 回定例会議決後)

副区長 現行の給料月額の 10 分の 1 を 1 か月減額 (第 1 回定例会議決後)

(2) 保険料横領事件に係る管理監督責任

区民部長 減給 10 分の 1、1 か月 (平成 21 年 2 月 10 日付)

国民健康保険課長 戒告 (平成 21 年 2 月 10 日付)

2 区長のコメント

このたびの、保険料横領事件につきましては、区政をあずかる責任者として、誠に痛恨の極みであり、皆様に心より深くおわび申し上げます。

公務員倫理の確立が強く求められている中、職員がこのような事件を起こしたことを重く受け止め、自らを厳しく戒める意味で、私自身の給料の 10 分の 1 を 1 か月減額することといたしました。あわせて、副区長も同様の給料減額をいたします。これらにつきましては、来る豊島区議会第 1 回定例会に条例案を提案いたします。

事件を起こした職員につきましては、既に「広報としま」1 月 15 日号に掲載いたしましたとおり、平成 20 年 12 月 11 日付で懲戒免職処分としておりますが、この職員を管理する職員につきましても、上記のとおり、処分を行いました。

この事件で失った区民の皆様の信頼を取り戻すために、私が先頭となり、職員全員が一丸となって再発防止に取り組んでまいります。

問い合わせ：人事課長、総務課長